

安芸太田町 定員管理計画

令和3年度～令和7年度
第4次計画



令和3年1月
安芸太田町

目 次

1	計画策定に当たって	3
	(1) 計画策定の趣旨	3
	(2) 定員の定義	3
	(3) 適用の範囲	3
2	これまでの定員数の状況	4
	(1) 過去の計画と職員数の状況	4
	(2) 主な職種の職員数	5
3	現在の状況分析	5
	(1) 年齢別職員構成の状況	5
	(2) 参考指標による分析	6
4	本計画の内容	7
	(1) 基本的な考え方	7
	(2) 計画期間	8
	(3) 計画の目標	8
	(4) 計画に係る手法	8
	(5) 留意すべき事項	9
	参考資料	10
	【参考資料1】 定員モデル	10
	【参考資料2】 定員回帰指標	12
	【参考資料3】 類似団体別職員数の状況	13

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

本町では、平成 18 年 3 月に「第 1 次安芸太田町定員適正化計画」を策定し、以後、平成 22 年 8 月に第 2 次計画、平成 28 年 3 月に第 3 次計画を策定し、職員数の適正管理、総数抑制に努めてきた。

平成 27 年度から本町の最上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」がスタートし、政策「積極的に行政改革を進めます」において「適正人員の配置に努め、行政事務の合理化を進めます」を施策として挙げている。

また、中期的な財政運営の観点からも、人件費抑制の取組は肝要であり、職員数の適正な管理は、安定した行政運営に重要かつ不可欠なものである。

町政推進の担い手である職員の数管理することは必要不可欠であるが、一方で、地方自治体間の競争が激しくなるなか、単なる職員数削減に留めず、真に必要な人材の確保も考慮して、組織機能の効率化と強化を図ることも急務である。これらのことから、名称も「定員適正化」から「定員管理」とし、第 4 次計画となる「安芸太田町定員管理計画」を策定するものである。

(2) 定員の定義

定員の定義は、総務省(担当：自治行政局公務員部給与能率推進室)が毎年度行っている「地方公共団体定員管理調査」の定義に準じ、一般職に属する職員(会計年度任用職員は含めない)を対象とする。

<対象となる職員の具体例>

育児休業・出産休暇取得中の者、特別休暇取得中の者
町費で給与を負担し、他団体等へ出向している者(県へ派遣等)
再任用職員のうちフルタイム勤務の者(病院医療従事者)

<対象とならない職員の具体例>

出向・研修など、相手先で給与を負担してもらっている者
再任用職員のうち短時間勤務の者
町長、副町長、教育長の特別職

(3) 適用の範囲

本計画は、特別行政部門、公営企業等会計部門を含め、本町において定員管理をする部門すべてに適用する。

特別行政部門・・・本町では教育部門。一般的には、消防部門も含まれるが、本町は、広島市消防局に事務委託しているので含まない。

公営企業等会計部門・・・病院、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業の各会計部門。水道、下水道部門については、一般行政部門で計上する。

2 これまでの定員数の状況

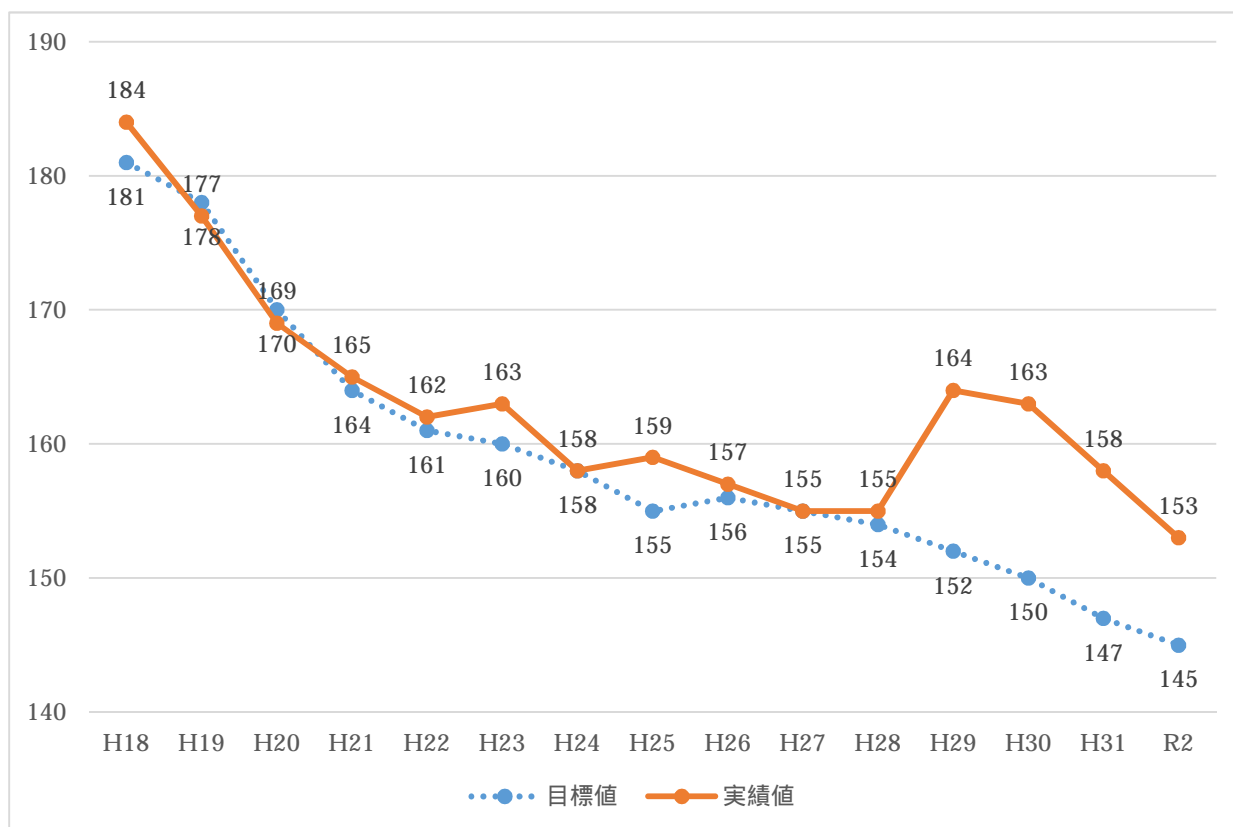
(1) 過去の計画と職員数の状況

過去の計画と職員数の状況の推移については、【表1】のとおりとなっている。また、【図1】は、過去の目標値と実績値の推移について、病院部門を除いて表したグラフである。

【表1】過去の計画と職員数の状況の推移（平成17年度～令和2年度）

区分	職員数	機構改革など
第1次安芸太田町 定員適正化計画 (平成17年度～ 平成21年度)	病院部門を除く計画 目標 187人 159人 28人 実績 187人 162人 25人	平成18年度 合併後初の大幅な機構改革を実施 平成20年度 機構改革 交通政策室を廃止し、総務課へ統合 平成21年度 機構改革 企画財政課を廃止し、総務課へ統合
第2次安芸太田町 定員適正化計画 (平成22年度～ 平成26年度)	病院部門を除く計画 目標 162人 151人 11人 実績 162人 155人 7人	平成22年度 機構改革 ・ 地域づくり課を新設 ・ 産業振興課と観光交流課を統合し、産業観光課に名称変更 ・ 支所の産業建設課を廃止し、支所住民生活課へ統合 平成23年度 機構改革 道の駅へ商工観光課を設置し、産業観光課を産業振興課とし、事務分掌を整理 平成24年度 機構改革 上下水道課を廃止し、建設課へ統合
第3次安芸太田町 定員適正化計画 (H28.4.1～R2.4.1) 【H28.3策定で計画 期間は平成27年 度～令和元年度】	目標 276人 266人 10人 実績 276人 268人 8人 うち、病院部門を除く数 目標 155人 145人 10人 実績 155人 153人 2人	平成28年度 機構改革 企画課を新設 平成29年度 山県郡西部衛生組合解散に伴い、職員を町へ採用し、衛生対策室を新設
令和2年度の取組		令和2年度 ・ 総務課内に危機管理室を新設 ・ 令和3年度から、病院医療従事者を除く再任用職員は、短時間勤務への移行を原則化

【図1】過去の目標値と実績値の推移（病院部門を除く）



(2) 主な職種の職員数

職種別の職員数については、【表2】のとおり、平成22年度、平成27年度、令和2年度で比較すると、対象児童の減少に関連し、保育士・教諭が減っている。また、技能労務職員は、退職不補充の方針により、新規の採用は行っていない。

【表2】主な職種別の職員数の推移

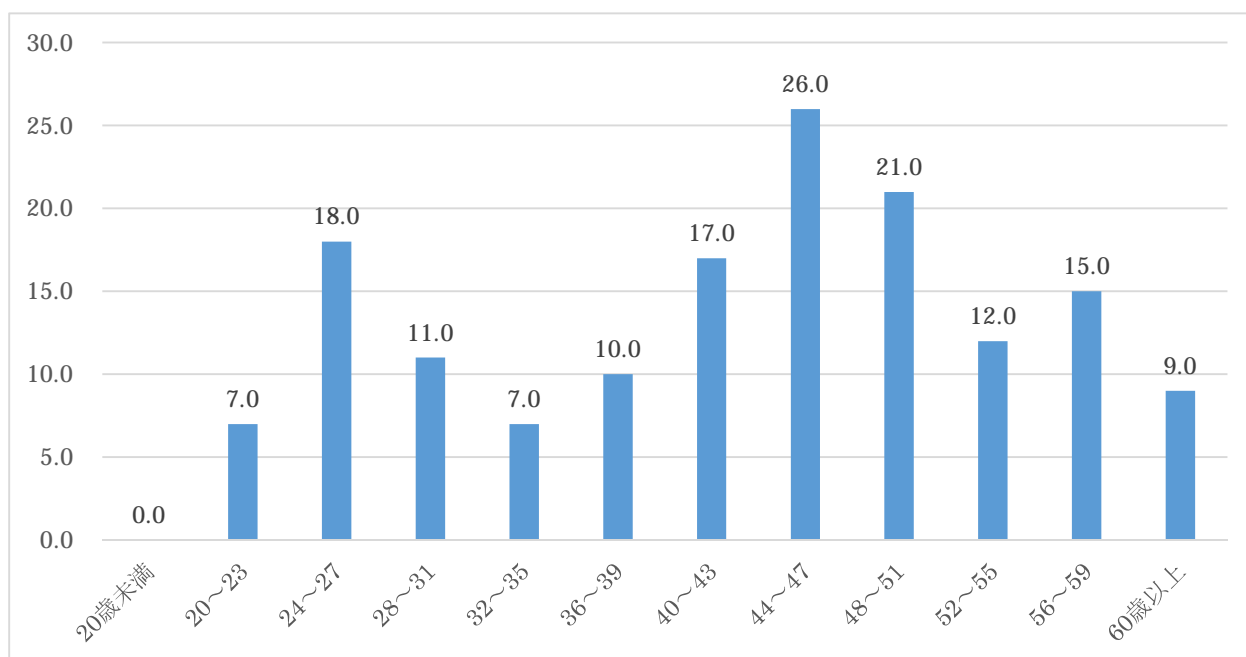
	一般事務	保健師	保育士・教諭	技能労務	病院	計
平成22年度	121	8	22	11	134	296
平成27年度	119	7	22	7	121	276
令和2年度	121	7	20	5	115	268

3 現在の状況分析

(1) 年齢別職員構成の状況

【図2】のとおり、30歳台が少なく40歳台が多い傾向となっている。【表3】に令和2年における年代ごとの人数を示したが、44歳から51歳までの職員数は、実に全体数の約30%を占めている結果となっている。

【図2】令和2年4月1日現在の年齢別職員構成の状況（病院部門を除く）



【表3】令和2年4月1日現在の職員の年齢構成（病院部門を除く）

	20歳未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60歳以上	計
職員数(人)	0	7	18	11	7	10	17	26	21	12	15	9	153
構成比(%)	0.0	4.6	11.8	7.2	4.6	6.5	11.1	17.0	13.7	7.8	9.8	5.9	100.0

(2) 参考指標による分析

総務省における研究会「地方公共団体定員管理研究会」による地方公共団体が適正な定員管理を進める上で活用する参考指標として、3つの指標が示されている。

定員モデル【参考資料1】

「定員モデル」は、一般行政部門を対象に、地方公共団体の部門ごとの職員数と、その職員数と相関関係が強い説明変数（各種統計データ）を用いて、多重回帰分析の手法によって、それぞれの団体における平均的な試算職員数を部門別に算出できる参考指標である。

定員回帰指標【参考資料2】

「定員回帰指標」は、人口と面積の2つの要素だけを説明変数として、それ以外の特事情を考慮せず、多重回帰分析の手法によって、各地方公共団体の試算職員数を算出できる参考指標である。

類似団体別職員数の状況【参考資料3】

「類似団体別職員数の状況」は、全市区町村を対象として、その人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）を基準に類型区分し、類型に属する市区町村の職員数と人口をそれぞれ合計して、類型ごとに人口1万当たり（道府県は人口10万当たり）の職員数の平均値を算出し、その類型に属する団体を類似団体として職員数の比較をする参考指標である。

行政需要は多様であるため、各団体の職員数を画一的に定めることは困難である。定員管理に用いられる参考指標は、客観的に比較することが可能な統計的指標であり、あるべき水準を示すものではないが、本町は、「定員モデル」と「定員回帰指標」により定員数を分析するものとする。

結果として、定員モデルによると、平成30年の一般行政部門（教育、特別会計、病院を除いたもの）の職員数がモデルより27人超過という内容であり、令和2年4月1日の職員数268人について試算すると、18人超過となる。

また、定員回帰指標によると、平成30年の普通会計部門（特別会計、病院を除いたもの）の職員数が28人超過という内容であり、令和2年4月1日の職員数268人について試算すると、19人超過となる。

4 本計画の内容

(1) 基本的な考え方

本町では、これまで3次にわたる計画に基づき定員の適正化に努め、一定の成果を得てきた。今後も職員の年齢構成、人件費、そして町の政策、行政課題等を総合的に考慮し、引き続き適正な定員管理に取り組むこととする。

新たな定員管理計画は、第二次安芸太田町長期総合計画を積極的に推進していくことを踏まえ、職員数と、重要施策の推進、行政サービス水準の安定等との均衡を保っていくことを念頭に、他の庁内計画との整合性も図る必要がある。そのうえで、政策立案や、各業務の根幹を成す部分については、正規職員が十分能力を発揮できる体制に配慮しなければならない。よって、一時的な職員数の増減にとらわれず、機動的かつ弾力的な職員配置にも留意した中長期的な視点に立った計画とする。

また、病院については、時勢に応じた医療水準が確保できる施設基準を目指し、その施設基準を満たす職員配置に留意し、必要に応じて、適宜、調整を行うものとする。

なお、本計画の期間中においても、法令改正などによる権限移譲、大規模な民間活力導入、深刻な行政課題の発生、定年延長等、計画に大きな影響を及ぼす状況が発生した場合は、必要に応じて、適宜、本計画を見直すこととする。

(2) 計画期間

本計画は、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(3) 計画の目標

令和2年4月1日の職員数268人について、定員モデルに対する超過数18人を令和2年度の取組と計画期間の5年間で17人減員し、定員モデルによる超過数を1人までに圧縮させ、令和8年度当初の目標人数を251人とする。各年度の職員数についても計画人数を目安とし、年度ごとに実施する事務事業ヒアリングの結果に基づき決定するものとする。

		R2.4.1 職員数	R3.4.1 職員数	R4.4.1 職員数	R5.4.1 職員数	R6.4.1 職員数	R7.4.1 職員数	R8.4.1 職員数
職員数 (A)	役場	153人	141人	140人	139人	138人	137人	136人
	病院	115人	115人	115人	115人	115人	115人	115人
	計	268人	256人	255人	254人	253人	252人	251人
年度未定年 退職者数 (B)	役場	15人	2人	3人	2人	4人	4人	4人
翌年度新規 採用者数 (C)	役場	3人	1人	2人	1人	3人	3人	3人

当該年度の職員数(A)から当該年度の定年退職者(B)を引き、翌年度新規採用者数(C)を足したものを翌年度職員数とする。

(B)(C)は、役場のみの数値としている。(病院は別途管理)

令和2年度未定年退職者数15人には、定数外となる再任用職員5人を含めている。

(再任用職員をフルタイムから短時間勤務に移行)

(4) 計画に係る手法

効率的な組織体制

組織機構改革のみならず、普段から各課へのヒアリング、企画・総務部門との連携を図り、業務量の把握・検証に努め、適切な職員配置を行う。

民間委託等の推進

行政のスリム化と効率化のため可能と判断された業務は、民間委託など民間活力の活用を積極的に推進する。

公務能率の向上

本町の人材育成基本方針や人事評価制度などにより、職員の能力開発を推進し、

業務改善に努め、公務能率の向上を図る。

技能労務職員の退職不補充

技能労務職員については、引き続き退職不補充とする。民間等の活力手法の活用により直営業務を縮小、会計年度任用職員での対応が可能な業務については、会計年度任用職員への切替えを推進する。

(5) 留意すべき事項

定年延長制への対応

国会で継続審議中の定年延長制が、近い将来導入され、地方公務員についても定年退職の年齢が段階的に 65 歳まで引き上げられる予定となっている。

これに伴い、退職者数が著しく少ない年度が生じ、採用計画をはじめ、職員の年齢構成や役職構成など人事・組織運営面で大きな影響が生じることが想定される。

しかしながら、現時点では制度の内容が確定したものではないため、定年延長制導入後における計画的な職員採用や退職制度の在り方等、年齢構成の平準化を図るための具体的方策については、今後、国・県並びに他自治体の動向等を注視しながら検討を進めていくものとする。

技術・専門職の必要性

土木、建築等の技術職や保健師、保育士等の専門職は、業務遂行上一定数の配置が必要である。町の置かれた状況を見極めながら適正な人数を検討していく必要がある。

障がい者雇用

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく地方公共団体に係る障害者雇用率について、2.5 とされてきた現行の経過措置が廃止され、2.6%とされることとなった。

引き続き、法定雇用障害者数に不足を生じさせないように、障がい者の雇用に努める必要がある。

職員定数条例

本町の職員定数条例の職員の定数は、平成 18 年の大幅な機構改革に伴う見直し以降、平成 27 年の教育委員会制度の改正に伴う教育長の減を反映したのみで、現状の実態から乖離したものとなっている。本条例の在り方については、今後、現状の実態に即した改正の検討を進めていくものとする。

安芸太田町 団体名を入力すると、以下の表は自動計算されます。

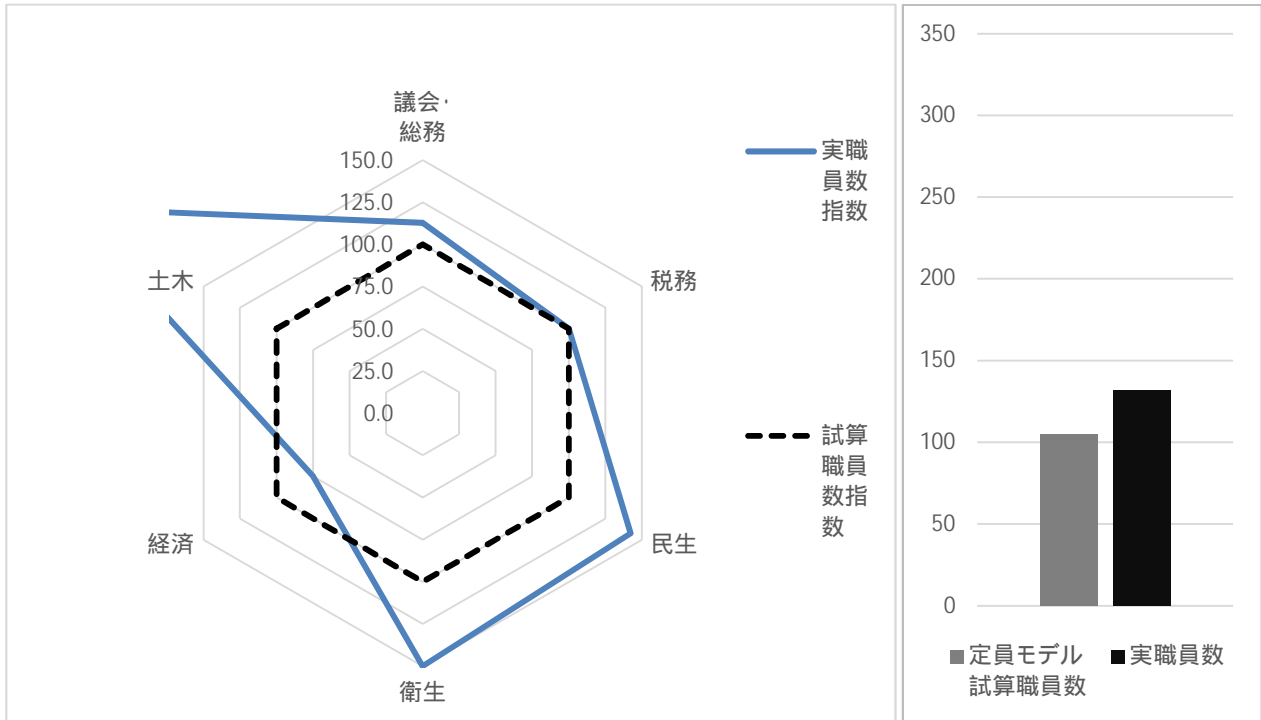
定員モデル試算式(町村)

部門	試算式		説明変数	計算数値							
				数値	単位	個別計算結果	試算職員数	H30実職員数	差引	乖離率	
議会・総務	Y = 7.317						7.3				
	0.00123	X1	X1	住民基本台帳世帯数	3,177	世帯	3.9				
	-0.001607	X2	X2	第1次産業就業者数	340	人	-0.5	39	44	5	12.8
	-0.00155	X3	X3	第2次産業就業者数	654	人	-1.0				
	-0.001473	X4	X4	人口の社会増減(グロス)	358	人	-0.5				
	0.000006	X5	X5	標準財政規模	4,914,497	千円	29.5				
税務	Y = 2.167						2.2				
	0.0005	X1	X1	住民基本台帳世帯数	3,177	世帯	1.6				
	0.002037	X2	X2	事業所数	495	所	1.0	7	7	0	0.0
	0.000281	X3	X3	軽自動車数	4,067	台	1.1				
0.000141	X4	X4	固定資産税納税義務者数(土地)	9,706	人	1.4					
民生	Y = 4.32						4.3				
	0.004625	X1	X1	0～4歳の人口	162	人	0.7				
	0.002455	X2	X2	65歳以上の人口	3,170	人	7.8	26	37	11	42.3
	0.611577	X3	X3	社会福祉施設等数(公営)	5	施設	3.1				
5.271184	X4	X4	保育所数(公営)	2	所	10.5					
衛生	Y = 2.892						2.9				
	-0.000681	X1	X1	第2次産業就業者数	654	人	-0.4				
	0.001703	X2	X2	65歳以上の人口	3,170	人	5.4	10	15	5	50.0
	0.00512	X3	X3	総面積	341.89	km ²	1.8				
	0.000001	X4	X4	衛生費	761,120	千円	0.8				
0.001618	X5	X5	直営ごみ収集量	57	t	0.1					
経済	Y = 3.821						3.8				
	0.003854	X1	X1	第1次産業就業者数	340	人	1.3				
	0.011343	X2	X2	総面積	341.89	km ²	3.9	16	12	4	25.0
	0.000007	X3	X3	商工費	239,154	千円	1.7				
	0.005481	X4	X4	農家数	870	戸	4.8				
0.000003	X5	X5	農業費	146,501	千円	0.4					
土木	Y = 2.139						2.1				
	0.000429	X1	X1	昼間人口	7,354	人	3.2				
	0.000002	X2	X2	道路橋りょう費	410,078	千円	0.8				
	0.000007	X3	X3	公共土木施設災害復旧費	0	千円	0.0	7	17	10	142.9
	0.043787	X4	X4	都市公園数	0	箇所	0.0				
0.006748	X5	X5	公営住宅戸数	93	戸	0.6					
総合計								105	132	27	25.7

定員モデル試算職員数と実職員数の比較

部門別比較

一般行政部門比較



(単位:人)

部門	定員モデル 試算職員数	実職員数	実職員数 指数
議会・総務	39	44	112.8
税務	7	7	100.0
民生	26	37	142.3
衛生	10	15	150.0
経済	16	12	75.0
土木	7	17	242.9
一般行政部門 合計	105	132	125.7

(実職員数指数は、試算職員数を100とした場合の指数)

定員回帰指標

定員回帰指標による職員試算表

1 現状

人口 = X = (平成 30 年 4 月 1 日住基人口 6,364 人)

面積 = X =

2 類型

安芸太田町 =

3 方程式

人口係数 a × 人口 X + 面積係数 b × 面積 X + 一定値 c

4 結果

一般行政部門 = < 132 人 ... 36 人超過

普通会計部門 = < 152 人 ... 28 人超過

平成 30 年度定員管理調査 (平成 30 年 4 月 1 日現在) より

様式1 大部門以上定員管理診断表

平成31年1月1日現在
住民基本台帳人口
6,275 人

類型	団体コード	都道府県名	市区町村名
町村	- 2	343684	広島県 安芸太田町

大部門	職員数の増減					単純値及び修正値により算出した職員数との比較					
	30.4.1	31.4.1	増減	R2.4.1	増減	単純値による比較			修正値による比較		
	現在	現在		現在		単純値	超過数	超過率	修正値	超過数	超過率
	職員数	職員数	職員数	職員数	$\times \frac{\text{住基人口}}{10,000}$			$\times \frac{\text{住基人口}}{10,000}$			
A	B	B-A	C	C-B	D	E(B-D)	E/B × 100	F	G(B-F)	G/B × 100	
	人	人	人	人	人	人	人	%	人	人	%
議会	2	2		3	1	2		0.0	2		0.0
総務・企画	42	40	2	40		22	18	45.0	23	17	42.5
税務	7	7		7		6	1	14.3	6	1	14.3
民生	37	37		34	3	17	20	54.1	25	12	32.4
衛生	15	15		13	2	8	7	46.7	9	6	40.0
労働											
農林水産	8	8		8		6	2	25.0	6	2	25.0
商工	4	4		4		4		0.0	5	1	25.0
土木	17	14	3	14		6	8	57.1	8	6	42.9
一般行政計	132	127	5	123	4	71	56	44.1	84	43	33.9
教育	20	19	1	18	1	14	5	26.3	15	4	21.1
消防						1	1				
普通会計計	152	146	6	141	5	85	61	41.8	99	47	32.2
病院	118	114	4	115	1						
水道											
下水道											
交通											
その他	11	12	1	12							
公営企業等会計	129	126	3	127	1						
合計	281	272	9	268	4						

(注) F欄には、様式2のD欄の数値を大部門ごとに合計した数値を記入して「一般行政計」及び「普通会計」を算出すること。